資料１

軽井沢町宿泊税活用検討会議の役割及び進め方について

軽井沢町宿泊税活用検討会議事務局

１　役割

⑴ 会議の役割は宿泊税の有効な活用方法及び使途に関する検討(設置要綱第１条:別添１)

⑵ 予算調整権と予算提出権は首長（自治法第 211 条）

⑶ 予算議決権と修正権は議会（自治法第 96 条第１項２号及び第 97 条第２項）

⑷ 宿泊税導入にあたり骨子（別添２）を定め、本旨に沿った有効な活用方法を探るべく、役場外の方への客観的なご意見を伺う場として「宿泊税活用検討会議」を設置（第１回会議事務局説明）

２　軽井沢町観光ビジョンの位置づけ

：第５回軽井沢町宿泊税検討会議（Ｒ７．１．27 開催）資料等　別添３

⑴ 『軽井沢町観光ビジョン』は第５回宿泊税検討会議において町長から説明

⑵ 宿泊税を財源とする観光振興施策については、町においてビジョンを示し、優先順位を明確にしたうえで取り組む

⑶ 具体的な使途は本会議をはじめ関係者から意見を聴取し、観光振興のための適切な事業に充てる

３　宿泊税の見直し（県と同じタイミング）

⑴ 導入当初３年、以後は５年ごとに制度の見直しを検討

⑵ 県のタイミング：Ｒ８～10 年度実施 ⇒ R11 年度から見直し開始

４　議事進行等について

・宿泊税活用検討会議は各委員からの意見聴取の場 ⇒ 当検討委員会でまとめなくてもよい

・進行に疑義があれば、事務局で回答する